

## 令和5年度 第5回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和5年8月23日(水) 10:15~11:00
2. 場所 富山労働総合庁舎 5階大会議室
3. 出席者  
公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、柳原委員、両角委員、堀岡委員  
労働者代表委員 中野委員、大森委員、黒川委員、鈴木委員  
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、森口委員  
事務局 吉岡労働局長、福永労働基準部長、  
山越賃金室長、河合賃金室長補佐

### 4. 議事次第

- (1) 富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について
- (2) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- (3) 特定最低賃金の金額の改正決定について(諮問)
- (4) 特定最低賃金審議運営事項について
- (5) その他

### 5. 資料

別添のとおり

### 6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、今年度第5回目の本審を始めさせていただきたいと存じます。本日は、労働者側代表委員の山本委員と使用者側代表委員の八田委員と和田委員が御欠席ですが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の吉岡より御挨拶申し上げます。

[吉岡労働局長] 委員の皆様におかれましては、本日も大変お忙しい中、また猛暑の中、審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

今年度の地域別最低賃金改定につきましては、熱心にまた真摯に御審議いただき、おかげさまをもちまして、8月7日開催の第4回本審において御答申を頂きました。

本日は、これに対する異議申出がございましたため、その取扱いについて御審議いただくこととなりますが、滞りなく進めば、これをもって地域別最低賃金の改定についてはひと段落つくこととなります。

これもひとえに皆様の熱心なお取組によるものでございます。事務局を代表して、改めて厚く御礼申し上げます。

今後は、最低賃金の発効に向けて的確に事務処理を進めるとともに、改定額の周知に全力で取り組んでまいります。

また、特定最低賃金の改定に向けてお取組いただくこととなります。

今しばらく委員の皆様のお力をお借りすることとなりますが、引き続きよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

[河合賃金室長補佐] この後は、議事の進行を長尾会長にお願いしたいと存じます。

[長尾会長] ただ今から、令和5年度第5回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本日の会議は「公開」としておりますので御承知おき願います。

それでは、議事に入ります。

議事1の「富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について」ですが、8月7日に行いました富山県最低賃金の改正決定に係る答申に対して異議申出があったため、本日、富山労働局長から、異議申出について諮問がなされるとのことです。それでは、事務局からお願いします。

[河合賃金室長補佐] 富山労働局長から異議申出について諮問させていただきたいと存じます。会長及び局長は、所定の場所へ移動をお願いします。

[吉岡労働局長]

富労発基 0823 第2号 令和5年8月23日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿

富山労働局長 吉岡勝利

富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について（諮問）

標記について、富山県労働組合総連合、富山県高等学校教職員組合、全日本建設交運一般労働組合富山県本部及び富山県医療労働組合連合会から令和5年8月18日付けをもって最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

（局長から会長に諮問文を手交）

[長尾会長] お手元に諮問文の写しが配付されておりますので御確認ください。

今ほどの諮問につきまして、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 8月7日に富山県最低賃金の改正決定に係る答申を頂き、その要旨を公示いたしましたところ、8月18日に「富山県労働組合総連合」「富山県高等学校教職員組合」「全日本建設交運一般労働組合富山県本部」及び「富山県医療労働組合連合会」から異議申出がございました。

資料No.1として異議申出書の写しをお配りしておりますので御覧ください。

それでは、異議申出書の趣旨を説明させていただきます。

まず、資料No.1-1、富山県労働組合総連合からの異議申出書について説明します。

異議申出の要旨は、富山県労働組合総連合の上部団体である全労連とその地方組織が取り組んだ「最低生計費試算調査」において、人間らしく暮らすには全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上の賃金が必要との結果が出ていること、及び、結審した地方最低賃

金審議会において、中賃目安に7円上積みした県が2県、6円上積みが3県、5円上積み  
が4県、4円上積みが2県という答申が示されていることなどの趣旨をふまえ、「審議をや  
り直し目安を1円でも上積みした答申を求めること」「国に対して「地域間格差の大幅改善」  
「中小企業支援策の抜本的な引上げ」を内容とする政策要望を行うよう求めること」を求  
めていらっしゃいます。

次に、資料No.1-2、富山県高等学校教職員組合からの異議申出書について説明します。

異議申出の要旨は、先の答申について「審議会の努力は一定評価する」とする一方で、  
非正規労働者の生活困難はますます深刻化していること、日本経済に力強さを取り戻すた  
め賃金底上げが求められていること、少子化対策として若者が将来設計を描ける生活を営  
むための条件が必要であること、地域間格差の是正には地域別最低賃金の格差縮小・全国  
一律性が求められることなどをふまえて、「1時間1,000円以上」への引上げ、「全国一律  
1,500円以上」を展望した改善を求めています。

続いて、資料No.1-3、全日本建設交運一般労働組合富山県本部からの異議申出書につ  
いて説明します。

異議申出の要旨は、40円引上げでは健康で文化的な最低限度の生活を営むには十分な金  
額でないことを背景に、少なくとも時給1,500円以上に引き上げることを求めています

最後に、資料No.1-4 富山県医療労働組合連合会からの異議申出書について説明します。

異議申出の要旨は、最低生計費試算調査によると、月額24万円、時給1,500円以上が必  
要であり、最低賃金額はこれに見合う水準にあるべきこと、診療報酬や介護報酬は全国一  
律であるにもかかわらず、最低賃金の地域間格差の影響を直接受けて医療・介護職の賃金  
に格差が生じており、その解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決でき  
ないこと、一度に1,500円への引上げができないにしても、到達年度を確認しつつ、今年  
度の引上げ額を議論すべきであること、などを挙げ、あらためて審議することを求めてい  
らっしゃいます。

説明は以上です。

[長尾会長] 事務局から異議申出について説明がありましたが、今ほどの説明について  
御質問はございますでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 御質問はないようですので、異議申出について審議いたします。

まず、労使各側の御意見をお伺いしたいと存じます。

労働者側の御意見はいかがでしょうか。

[中野委員] それでは、労働側として、この異議申出に対するコメントを述べさせてい  
ただきます。

今ほど、事務局から説明のあった異議申出の内容については、私たちが主張してきた「経  
済回復をより自律的な成長軌道にのせていくためには、経済・社会の活力の源となる人へ

の投資が必要であり、昨今、急激な物価上昇に見舞われる中、最低賃金近傍で働く労働者への厳しい生活実態を直視し、富山県においても、誰もが時給 1,000 円を目指す審議に努めなくてはならないとの思いに通ずるものがあると考えます。

結果として、私たちが誰もが時給 1,000 円に向けて求めた賃金水準とは隔たりがあり、残念に思うものの、公益側の見解も含め、判断して参りました。

また、異議申出の中に、地域間格差の是正や中小企業支援などがありましたが、労働側から県内雇用情勢に対する認識と募集賃金の上昇や、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を行い、企業の支払い能力を高めることが必要であると主張させていただき、審議の中でも富山県の消費者物価指数が全国平均よりも高いこと、業務改善助成金の活用による環境整備の促進等の補強を行うとともに、適正な価格転嫁に向けては、受注者からの要請の有無に関わらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要であることなど、中賃公益委員見解で示された政府に対する要望についても、改めて訴えさせていただいております。

従いまして、冒頭、吉岡富山労働局長の御挨拶でも触れていただきましたが、丁寧に審議を重ね、かつ真摯に討議を尽くした結果だと、受け止めておりますので、富山県最低賃金の答申に関しては、再審議の必要はないと考えます。労働側からのコメントは以上です。

[長尾会長] ありがとうございます。ただ今労働者側から今回いただいた異議申出に対するコメントを要約すれば、1点目は人への投資です。そのためには誰もが時給 1,000 円を目指す審議に努めなくてはならないと、これは審議の中においても主張されてきた点です。2点目として、審議の中においていろいろ労働環境の変化も指摘されていますけれども、改めて適正な価格転嫁が実現できる、その上において、中小・小規模事業者の賃上げをしやすい環境をこれから整えていく必要があることを御意見としていただきました。最終的には最低賃金の答申に関しまして、再審議の必要はないとの御見解を示していただきました。

では、使用者側の御意見をお願いいたします。

[寺山委員] 使用者側は専門部会におきましては例年以上に十分な審議を重ねてまいりました。残念ながら使用者側の主張は汲み入れていただけませんでした。富山県の今の実態、そういうエビデンスに基づいて主張をさせていただいたと思っております。これ以上の審議を重ねましても、労使双方の隔たりは大きく、答申を翻す内容は導き出せないと思っておりますので、再審議の必要はないと考えております。以上です。

[長尾会長] ありがとうございます。改めて、今コメントをいただきましたが、今回専門部会におきまして、使用者側の主張は汲み入れていただけない状態になりましたが、これ以上審議を繰り返しても労使双方の隔たりは、非常に大きいと思っておられるとのことで、改めて、再審議の必要性はないという見解をいただきました。

続いて、公益委員の意見を聞きたいと思っております。公益委員を代表して専門部会の部会長

代理をお務めいただいた堀岡委員からお願いします。

[堀岡委員] 部会長代理を担当した立場から、意見を申し述べたいと思います。

今年度の改正審議につきましては、中央最低賃金審議会から示された目安を参酌しつつ、様々な要素を総合的に勘案し、また労使各側の御意見をお伺いして、その調整を図りながら合意形成に努めてまいりました。

最終的には、公益委員見解をお示しし、採決により引上げ額を決定いたしました。公労使三者の真摯な議論の上で導かれた結論であると考えております。

異議申出書にある御意見につきましては、審議の過程で取り上げられた事柄も多く、十分に議論を尽くしておりますし、結論を左右するような新たな事実も無いのではないかと考えます。

よって、公益委員としましても、先の答申を尊重すべきであると考えます。  
以上です。

[長尾会長] ほかに御意見はございませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 異議申出につきまして、労使各側及び公益委員から意見をお聞きしたところ、いずれも、十分に調査審議済みであり、原意見どおり決定することが適当であるとの御意見でした。

つきましては、富山地方最低賃金審議会として、「令和5年8月7日付け審議会の意見(答申)のとおり決定することが適当である。」との内容で富山労働局長に答申いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] これに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

[長尾会長] 全員賛成とのことですので、「令和5年8月7日付け審議会の意見(答申)のとおり決定することが適当である」として富山労働局長に答申することといたします。

事務局は、答申文案を各委員に配付の上、読み上げてください。

(答申文(案)を配付)

[河合賃金室長補佐] それでは答申文案を読み上げさせていただきます。

富山労働局長 吉岡勝利 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明

当最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について（答申）

令和5年8月23日貴職から、令和5年8月7日付け富山県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する富山県労働組合総連合、富山県高等学校教職員組合、全日本建設交運一般労働組合富山県本部及び富山県医療労働組合連合会からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け審議会の意見（答申）のとおり決定することが適当である。

[長尾会長] この内容で答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議なしとのことですので、本案をもって、富山労働局長に答申することといたします。

（会長が答申文に会長印を押印の上、局長に答申文を手交）

[長尾会長] 続きまして、富山県最低賃金専門部会についてですが、最低賃金審議会令第6条第7項の規定によりますと、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする、とされております。

本日の異議申出に係る答申により専門部会の任務は終了いたしましたので、本日をもって専門部会を廃止いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議なしのごことでございますので、本日をもって富山県最低賃金専門部会を廃止することといたします。

堀岡部会長代理を始め、専門部会の審議に携わられた各委員に対しまして、審議会を代表し、その御労苦に深く感謝申し上げます。

議事2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に移ります。

8月7日の第4回本審において、今年度改正決定の申出があった3件の特定最低賃金について、富山労働局長から、改正決定の必要性の有無に係る諮問がありました。

これを受けまして、本審終了後に特別小委員会を開催し審議を行ったところ、3件の特定最低賃金につきまして、いずれも改正決定の必要性を認めるとの結論に至り、小委員会から本審議会に報告がありました。

この報告について、事務局から説明してください。

[河合賃金室長補佐] 資料No.2として特別小委員会報告の写しをお配りしておりますので御覧ください。それでは、これを読み上げさせていただきます。

富最賃特小第2号 令和5年8月7日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿

富山地方最低賃金審議会 特別小委員会 委員長 長尾治明

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）

最低賃金法第15条の規定に基づき、令和5年度における改正決定の申出があった下記1の特定最低賃金の取扱いについて、本小委員会は、慎重に審議した結果、公労使三者の全会一致により、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本小委員会での審議に当たった委員は、下記2のとおりである。

記

1 改正決定の申出があった特定最低賃金

- (1) 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- (2) 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- (3) 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金

2 審議に当たった委員

公益代表委員 委員長 長尾治明 委員長代理 堀岡和正 両角良子  
労働者代表委員 中野時夫 大森仁 黒川智之  
使用者代表委員 寺山収 江下修 八田正人

以上です。

[長尾会長] 3件の特定最低賃金につきまして、全会一致で改正決定の必要性を認めた特別小委員会報告を尊重し、本審議会としましても改正決定の必要性を認めることといたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] これに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

[長尾会長] 全員賛成とのことですので、本審議会は、特別小委員会報告のとおり、3件の特定最低賃金について「改正決定の必要性を認める」として富山労働局長に答申することといたします。本報告を取りまとめられました特別小委員会の委員の皆様には、その御労苦に感謝を申し上げます。事務局は、答申文案を各委員に配付の上、読み上げてくださいます。

(答申文(案)を配付)

[河合賃金室長補佐] それでは答申文案を読み上げさせていただきます。

案

富山労働局長 吉岡勝利 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）

本審議会は、令和5年8月7日付け富労発基0807第1号をもって諮問のあった下記特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、公労使三者の全会一致により、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金

以上です。

[長尾会長] この内容で答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議なしとのことですので、本案をもって富山労働局長に答申することといたします。

(会長が答申文に会長印を押印)

[長尾会長] 答申文につきましては、議事3の「特定最低賃金の改正決定について（諮問）」におきまして富山労働局長から諮問をお受けする際に、併せてお渡しすることといたします。

それでは、議事3の「特定最低賃金の金額の改正決定について（諮問）」に入ります。事務局からお願いします。

[河合賃金室長補佐] 今年度改正決定の申出があった3件の特定最低賃金につきまして、いずれも改正決定の必要性を認めるとの決議がなされましたので、その答申文をお受けした上で、3件の特定最低賃金の金額の改正決定につきまして、富山労働局長から諮問させていただきたいと存じます。

お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所へ移動をお願いします。

(会長から局長に答申文を手交)

[吉岡労働局長] 諮問文を読み上げさせていただきます。

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿



富山労働局長 吉岡勝利

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

令和5年8月23日付け富最賃審第9号をもって改正決定の必要性を認めるとの答申があった下記特定最低賃金の改正決定について、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金

（局長から会長に諮問文を手交）

（諮問文の写しを各委員に配付）

〔長尾会長〕 ただ今、富山労働局長から、3件の特定最低賃金の改正決定に係る諮問を頂きました。お手元に諮問文の写しが配付されておりますので御確認ください。

今後は、専門部会を中心に調査審議を行うこととなりますが、調査審議に当たりましては、関係労使のイニシアティブにより設定されるという特定最低賃金の性格にかんがみ、全会一致での結論が得られますよう、専門部会委員に就任される委員におかれましては、特段の御協力をお願いいたします。

次に、議事4の「特定最低賃金審議運営事項について」に入ります。事務局から説明してください。

〔河合賃金室長補佐〕 資料No.3として特定最低賃金審議運営事項（案）をお配りしておりますので、お手数ですが御一読いただきますようお願いいたします。

内容につきましては、昨年と変更はございません。

〔長尾会長〕 内容は昨年と同じとのことですが、専門部会の労使各側委員については、数年前から、記の1の（1）に「原則として少なくとも各2人は、本審議対象業種に直接関係する労働者又は使用者とする」と、「原則として」という文言を入れております。これについて御意見はありますか。

〔労使各側委員〕 ありません。

〔長尾会長〕 それでは、今年も「原則として」を入れることとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

[長尾会長] 他に意見や質問はありますか。ないようであれば、審議運営事項につきましては、原案どおりといたします。

なお、参考人からの意見聴取等の取扱いにつきましては、後ほど審議したいと存じます。

次に、審議運営事項の3の(2)につきまして、「改正決定に係る審議の場合は、専門部会において全会一致で議決した場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする」とされておりますが、その適用に当たりましては、本審議会であらかじめ議決しておくことが要件となっております。このことについて、本審議会でも議決したいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議なしとのことですので、改正決定に関する審議を行う専門部会で、全会一致で議決した場合は、専門部会の決議をもって、富山地方最低賃金審議会の決議とすることといたします。

続きまして、審議運営事項の2の「参考人からの意見聴取等」の取扱いについてですが、例年、この審議運営事項を審議した際には、「意見聴取は、それぞれの専門部会に任せる」とされ、併せて、従来から三つの事項を確認しております。

一つ目は、広く意見を求める観点から、労使双方とも1通以上とするよう努めること。

二つ目は、労使専門部会委員が業界の代表で、業界全体の意見等を十分に反映できると認められるような場合は、必ずしも意見書は必要としないこと。

三つ目は、法令に基づく関係労使からの意見を求める公示を行っていることから、意見書の提出がないことをもって、審議を行わないことはないこと。

以上、三つの事項について、本年度も同様に取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 御異議がないようですので、参考人からの意見聴取等につきましては、例年と同様に取り扱うことといたします。

参考人の意見書について、事務局から連絡事項があればお願いします。

[河合賃金室長補佐] 参考人の意見書につきまして、資料No.4として様式を添付しております。提出期日につきましては、記載内容の確認等が必要な場合がございますので、短期間で恐縮に存じますが、9月12日(火)までに事務局へ提出していただくようお願いいたします。

[長尾会長] 本日の資料には、資料No.5として、昨年と同じ内容の特定最低賃金専門部会運営規程(案)を添付しておりますが、これについては、各専門部会の初回の会議で決定することとなっておりますので、参考まで御了知願います。

議事5「その他」に移りますが、事務局から何かありますか。

[山越賃金室長] 特定最賃改正決定に係る今後のスケジュール等を説明いたします。

今後、9月下旬から10月下旬にかけて、機械、電機、百貨店の3種類の特定最低賃金の金額審議にかかる専門部会をおのおの3回程度設定し、その後、3特賃の専門部会の結審を受け、10月下旬に次回第6回本審を開催する予定としています。

特定最低賃金の年内発効についてですが、11月1日(水)までに答申を頂きましたら、12月1日(金)に官報公示され、12月31日(日)に発効となります。このため、おつて調整させていただきたいと考えておりますが、第6回本審は、10月下旬の10月27日(金)、30日(月)、10月31日(火)、11月1日(水)のいずれかで開催いただけたらと存じます。

事務局からは以上です。

[長尾会長] 以上で予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

本日の審議会の議事録確認担当委員には、私のほか、  
労働者代表委員からは、鈴木委員  
使用者代表委員からは、森口委員  
をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] よろしく申し上げます。それでは、本日の審議は以上で終了とします。  
どうもお疲れ様でした。